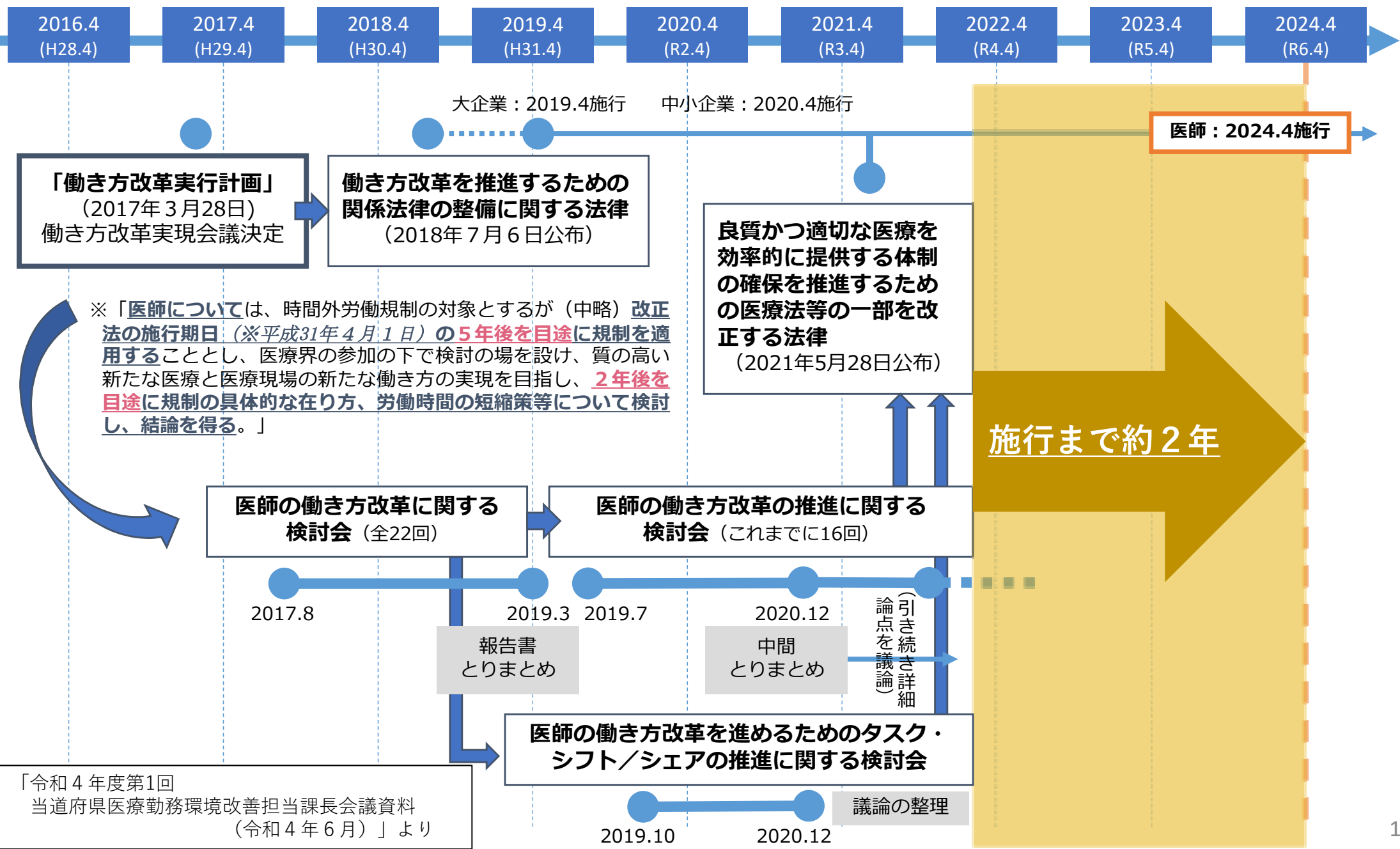


# 医師の働き方改革 説明資料

# 働き方改革の議論の経緯



# 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

## 現状

### 【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

### 【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

### 【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

## 目指す姿

**労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する**



**全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする**

**質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供**

## 対策

### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

**医療施設の最適配置の推進**

(地域医療構想・外来機能の明確化)

**地域間・診療科間の医師偏在の是正**

**国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進**

### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

**適切な労務管理の推進**

**タスクシフト/シェアの推進**

(業務範囲の拡大・明確化)

**一部、法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発 等

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

#### 地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成  
 ↓  
 評価センターが評価  
 ↓  
 都道府県知事が指定  
 ↓  
 医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
<b>A</b> （一般労働者と同程度）	<b>960時間</b>	<b>義務</b>	<b>努力義務</b>
<b>連携B</b> （医師を派遣する病院）	<b>1,860時間</b> ※2035年度末を目標に終了		<b>義務</b>
<b>B</b> （救急医療等）			
<b>C-1</b> （臨床・専門研修）			
<b>C-2</b> （高度技能の修得研修）	<b>1,860時間</b>		

#### 医師の健康確保

**面接指導**  
健康状態を医師がチェック

**休息時間の確保**  
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

### 【問題点】

厚労省の資料によれば以下①②により、③を達成することになっているものの、  
医師総数を増やす方針は無く、医療資源の統合等が行間にある状況です。

- ①労務管理の徹底、労働時間の短縮により
- ②全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする
- ③医師の健康を確保する質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

### 【当県の課題】

- ・上記問題点があるものの、県内において直ちに統合等が必要な病院はない見込みです。
- ・その上で以下3点が課題と考えております。

#### ①時間外労働時間が、960時間を超える医師がいる病院が、時短計画を作成しているか

- ・県内4病院で検討中

#### ②医大等から派遣医師を受け入れている病院が、宿日直許可※を取っているか

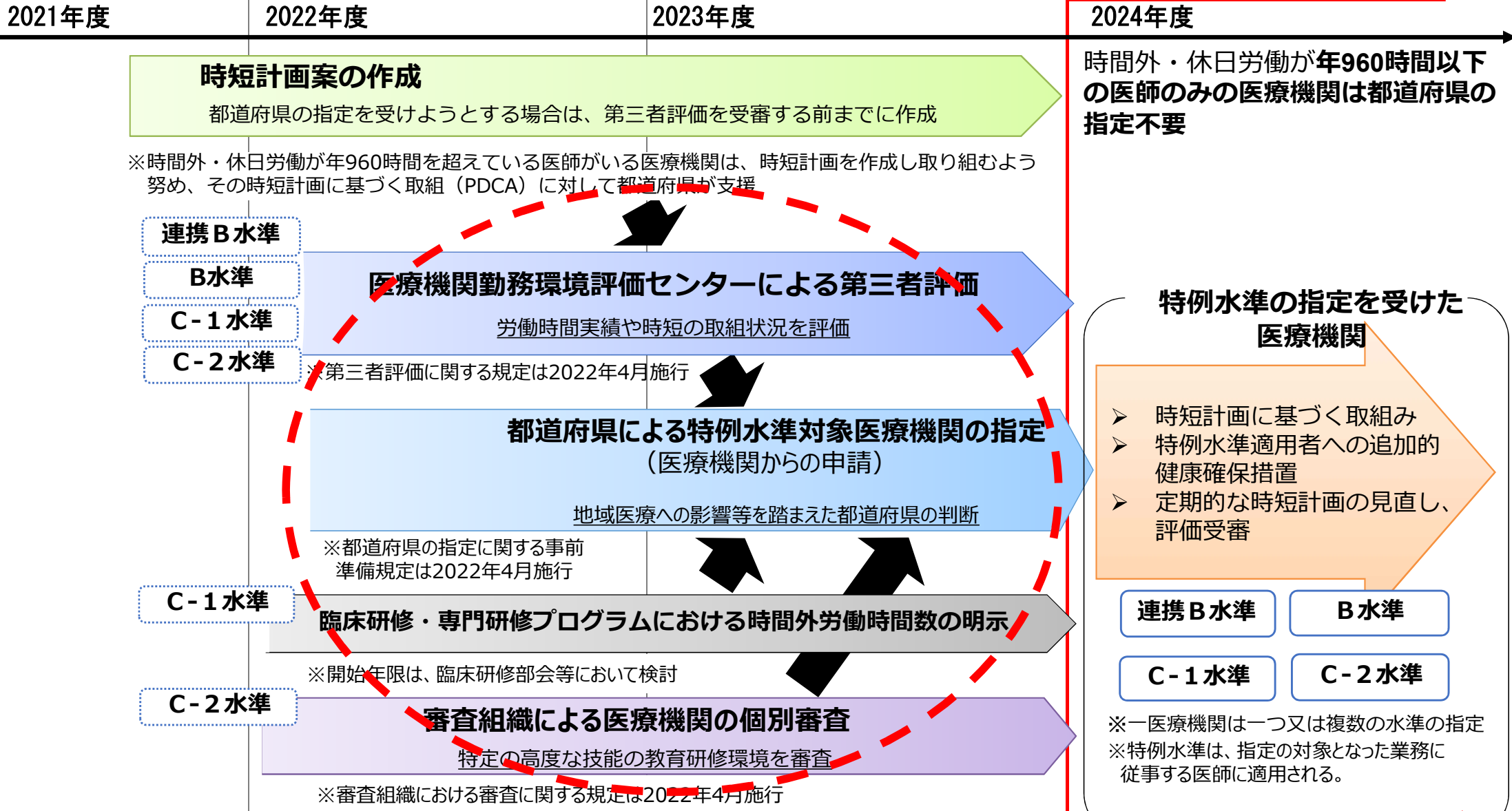
- ・宿日直許可が必要な病院が労基への申請中又は準備中  
(※宿日直許可のある勤務は、時間外労働の計算から除外されることから重要となる)

#### ③休日急患センターへの医師派遣

- ・休日急患センターは、宿日直許可を取得できない業態であるため、  
センターへ医師を派遣している病院の方針（派遣引き上げ等がないか）が懸念される

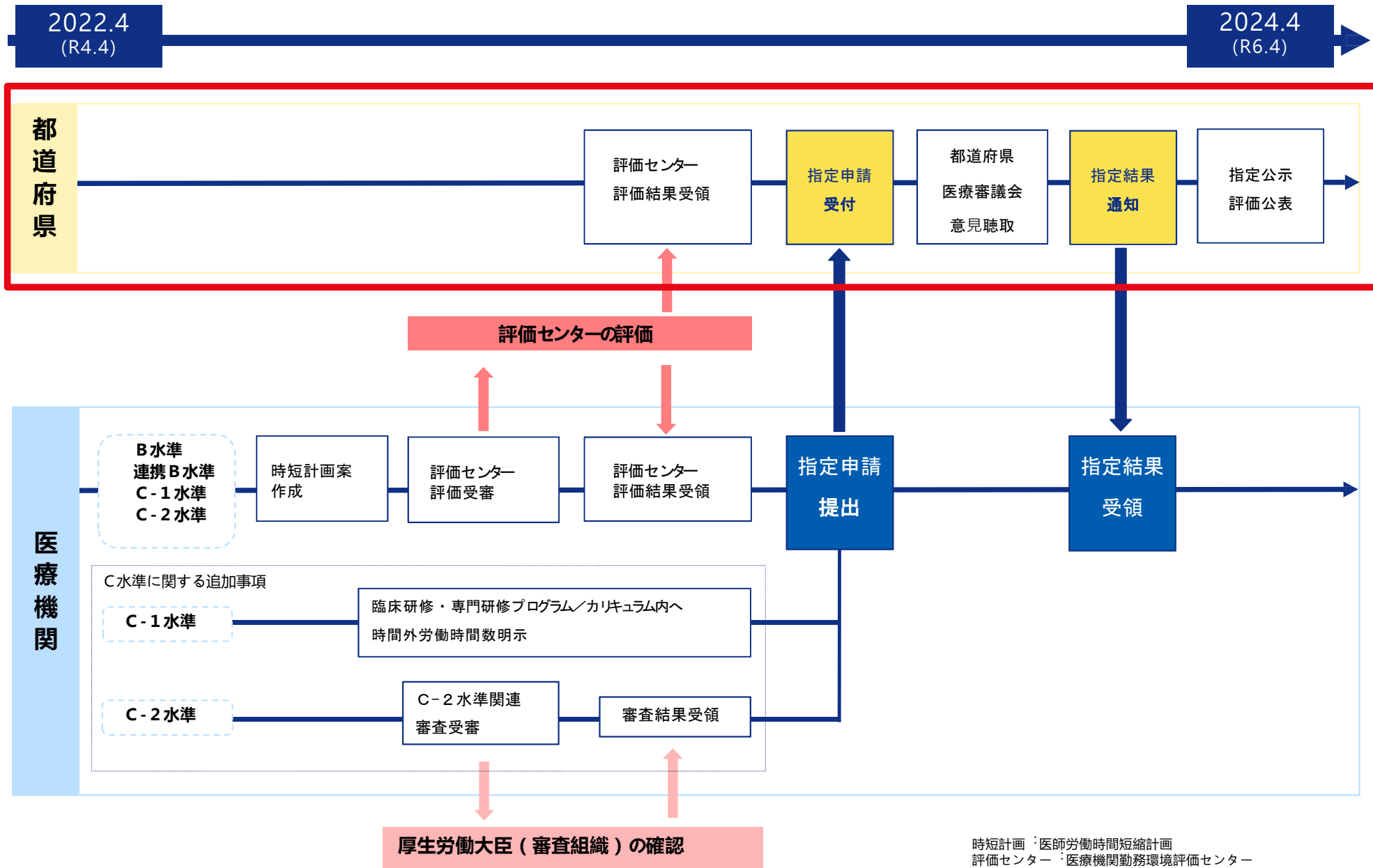
# 医療機関の特性に応じた上限規制の適用分類(ABC水準)

## 2024年4月に向けたスケジュール



労務管理の一層の適正化・タスクシフト／シェアの推進の取組み

# 特定労務管理対象機関の指定に係る 都道府県・医療機関の手続の流れ



「令和4年度第1回当道府県医療勤務環境改善担当課長会議 資料（令和4年6月）」より

# 医師の働き方改革に係る 当県の動き

## 【手続に関するスケジュール】

- 医療審議会で、評価センターの評価を踏まえ、地域医療を守る観点からご確認いただいた後、県が水準指定
- 医療対策協議会では、医師確保に係る議論と、BC水準指定の関係についてご確認いただいた後、県が水準指定

